

議会運営委員会

日時：令和5年6月20日（火）

午後1時30分～

場所：本館3階 議場

事 件

1) 令和5年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

様式 1

予 定 議 案	委員会付託	担当部	説明者又は報告者
追 加 予 定 議 案		担当部	説明者又は報告者
・ 令和 5 年度熊取町一般会計補正予算 (第 5 号)		総合政策部	総合政策部理事 (野津 恵)

様式 2

報 告 案 件	担当部	説明者又は報告者
行 政 報 告 事 項	担当部	説明者又は報告者

令和5年6月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和5年6月27日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第48号 熊取町公民館条例
- 日程第2 議案第49号 熊取町文化ホール条例
- 日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について
（熊取町立総合保健福祉センター空調設備更新工事）
- 日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について
（熊取町立東小学校大規模改造工事（3期））
- 日程第5 議案第52号 工事請負契約の締結について
（熊取町立熊取中学校トイレ改修工事（2期））
- 日程第6 議案第53号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について
- 日程第7 議案第54号 グランドピアノの購入について
- 日程第8 議案第55号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第56号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加議事日程（案）

- 日程第1 議案第57号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 委員会提出議案 熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
第2号
- 日程第3 議員提出議案
第 号
- 日程第4 議員提出議案
第 号
- 日程第5 議員提出議案
第 号
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

(案)

委員会提出議案第 2 号

熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会議事規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 27 日提出

議会運営委員会

委員長 坂上 昌史

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号。）により、政令で定める額を超えない者については、議員個人による請負に関する規制の対象から除かれたことに伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることのないよう、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を新たに制定する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

熊取町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、熊取町議会議員（以下「議員」という。）が熊取町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における熊取町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合は、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負が

ら適用する。

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 特定商取引法の抜本的改正を求める意見書(案)
(令和5年6月5日受付、R05熊議第000083-1号)
- 2) 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書(案)
(令和5年6月5日受付、R05熊議第000083-2号)
- 3) 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)
(令和5年6月5日受付、R05熊議第000083-3号)

特定商取引法の抜本的改正を求める意見書（案）

令和4年版消費者白書によると、令和3年における消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特定商取引法（以下「特商法」という。）の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%である。さらに、認知症等の高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、同白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体で27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引に関する相談は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想される。

よって本町議会は国に対し、これらの消費者被害に対処するため、以下の事項について、特定商取引法の改正を行うよう求める。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制・クーリングオフ等を認めること、また権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先： 衆議院議長、 参議院議長、 内閣総理大臣、 経済産業大臣、
内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書(案)

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性(AMR)を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック(薬剤耐性菌感染症)が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1000万人以上の死亡者数が予測されている中で、出来る限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測も出来ない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始した。

そこでこの際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年 月 日

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

(1) 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

(2) 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

(3) 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

(5) 特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置への支援。

(6) 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力的に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年 月 日

(案)

R05 熊議委第 000006 号
令和 5 年 6 月 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

議会運営委員会
委員長 坂上 昌史

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 5 年 6 月定例会閉会から令和 5 年 9 月定例会開会まで